

## 第2回貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月11日（金）9：30～10：56
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：  
（委員）大崎貞和（座長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、長谷川幸洋  
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官
4. 議題：
  1. 関係団体ヒアリング（対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望について）
    - ・（独）日本貿易振興機構（JETRO）から説明
    - ・質疑応答
  2. 関係省庁ヒアリング（日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立の際の法人登記等に関する規制について）
    - ・法務省から説明
    - ・質疑応答

### 5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第2回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大田議長代理にもお越しいただいております。なお、松村座長代理は所用により御欠席となっております。

開会に当たりまして、まず、大崎座長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○大崎座長 おはようございます。

座長をさせていただいております大崎でございます。本来は、こういう冒頭の挨拶などというのは、政務の大臣始めとする方々にお願いすべきことではございますが、本日はちょっと都合によりまして、誠に僭越ではございますが、私から一言だけ申し上げさせていただきますと思います。

先月、規制改革会議におきまして、本貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目としまして、対日投資促進あるいは空港の規制緩和等々、7項目が決定されたところでございます。

また、ちょうど折から2020年にはオリンピックを東京で開催するということも決まっております。これによりまして、国内のインフラ整備あるいは関連するサービス業等の需要が高まるだけではなく、対日投資促進を呼び込む追い風が吹いているということも言えようかと思っております。

そのような状況の中で、本日はJETROから対日投資の拡大に向けた要望等について、御説明をいただく。また、法務省からは、外国企業の法人登記に関わる問題等について、御説明をいただくということでございます。

委員の皆様には、こういう非常に重要な問題について、自由闊達な御議論を展開いただければと思っておりますし、また、当局の方々もこれによって日本経済活性化、日本再興をどう実現していくかという観点から、あまり従来の経緯等にとらわれない御意見をいただければと思っております。

是非よろしく願いいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

今後の進行は、大崎座長をお願いいたしたいと存じます。大崎座長、よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、本日の議題1 関係団体ヒアリング（対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望について）ということですので、まずは事務局からの御説明をお願いいたします。

○大川次長 それでは、お手元の資料の最後に、参考資料として「貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目」がございます。

先ほど、座長の御挨拶にもありましたように、9月12日の規制改革会議で決定しました当貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目でございます。

対日投資促進以下、7項目ございますけれども、本日は、このうち一番目の「対日投資促進」を取り扱っていただくことといたしておりまして、その関連で、本日、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び関係省庁であります法務省からヒアリングを行っていただきます。

よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、今、御説明のあったとおりでございますが、まず、JETROから外資系企業の規制改革要望等を中心に御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○日本貿易振興機構 JETRO対日投資部長の前田でございます。

よろしく願いいたします。

私ども投資誘致機関といたしまして、日々外国からの対日投資関連企業に接しているわけですが、これらの企業が感じております日本への投資に対する際の問題点、これらの必ずしも全てが日本側の問題ではない、あるいは制度、政策に関する問題ではないということではあります。対日投資の現状とともに、広く外国企業の声を伝えるということで、本日、プレゼンテーションをさせていただければと思います。

なかでも、規制改革ホットラインを通じまして、法人登記に際しての問題点を私どもも御提案申し上げているところですので、そこは後半、重点的に御説明をさせていただきます。

それでは、お手元に「対日投資の拡大に向けて」という資料をお配りしております。これに沿いまして、ざっとお時間を20分弱いただいておりますので、お話しをさせていただきます。

まず、目次ということで、総じて言われております阻害要因あるいは外国企業の声ということをお説明し、なかならず対日投資全般に関わる要望ということで、法人登記制度についてフォーカスを当て、最後、業種別の要望ということで、医療、通信・ITというものを少し触れさせていただきますが、これは別のワーキング・グループでの御検討事項ということですので、さらっと触れる程度でとどめたいと思います。

1枚めくっていただきまして「対日投資の現状」ということをございしますが、これもよく見る数字です。

現状、対日投資残高が17兆円、18兆円弱ということでありまして、これはGDP比率では3.7パーセントと、UNCTAD187カ国の中で、183位という数字、北朝鮮よりも日本の方が低いというのが現状です。

この数字をどう評価するかということについては、見方が分かれるかもしれませんが、明らかにアジアの国の中でも低いというのが日本の現状です。

次に行きまして、そうした中で安倍政権はアベノミクスの第三の矢、日本再興戦略の中で、対日投資の倍増目標というものを立てております。具体的には、2020年に対日投資残高を35兆円に倍増させるということです。

その方法といいますか、そのために、私どもは、2つのことを提言、提案あるいは要請されておまして、一つが産業スペシャリスト機能の強化ということで、早い話がグローバル企業、大きなところを日本に引っ張ってこいということです。

もう一つが、投資計画ですとか、あるいは実際に投資をやるに当たって、問題点があれば、JETROが一括して引き受けてあるいは受け付けて、政府にお伝えするというサポートをなさいということです。

JETROが何をしているかを簡単に御紹介します。小泉政権の時代に「INVEST JAPAN」がスタートいたしました。この10年間でほぼ1万社に対する御支援をさせていただき、1,000社を超える誘致に成功しております。

内訳は大体アジアが3分の1、アメリカが3分の1、それから欧州が3分の1という比率です。私どもがその過程でしておりますのが、ビジネスサポートセンターと申しまして、東京に23の貸オフィスを持っていたり、あるいは貸オフィスに入っただきながら、種々制度的なあるいは会計等の問題をアドバイスするというサービスをしております。

それから、経済産業省が持っておりますアジア拠点化立地推進事業という中の立地補助金の受付窓口を3年間行い、今は経済産業省にその窓口が移りましたけれども、補助金の

申請に対してのサポートをしているということ、あるいは広く日本の投資市場を御紹介する、あるいは誘致に関して皆さんに働きかけるという形でセミナーをしたり、情報提供をしたりというのが我々の仕事です。

本日のテーマに関してのお話をこれからさせていただきます。

5ページを見ていただきたいのですが、私ども先ほど1,000社ほどの誘致の成功案件を持っておりまして申し上げましたけれども、その1,000社あまりに対して、アンケートをしまして、日本の投資環境の中で、こういったところに問題があるのかということ聞いております。

その結果を大きくまとめたものがこの表です。コストが高いですとか、あるいは漠然としたものですが、特殊性というものが上位にあります。日本語が、やはり外国企業にとっては大きな壁になっているというところで、この辺りは制度、政策というよりも、むしろ日本市場の特殊性というところに起因しているものです。

1枚めくっていただきまして、具体的な声ということで、最初に来ますのが、やはり法人税が高い、インセンティブが少ないということで、この法人税に関しては、今、税制改革の中で一体的に御議論、御審議されているということで、我々の立場からすると、当然法人税は下がってもらいたいというところではあります。

それから、アジア拠点化補助金というお話を先ほどいたしましたけれども、引き続き補助金も政府が御用意していただける方向にあると伺っておりますので、これも我々としては非常にありがたい措置です。

2つ目の法人登記でございますが、ここは後ほど詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますので、ここはスキップいたします。

それから行政手続きについて、分かりにくい、煩雑、あるいは日本語の問題というところがありまして、分かりにくい、煩雑というのも結局かなり日本語に起因するところが多いというところで、個々の認識の差というのはあるのですけれども、やはり英語の申請なり英語の手続きが進むというのが、対日投資の促進においては一つ大きな改善策になろうということではあります。

関連しまして、人材というところにも、英語を話せる人材が少ないというところが外国企業にとって一つの課題になっているというところではあります。

すみません。1枚めくっていただきます。

最後に日本法人を設立するまでにあっせん会社が使えないというところがあります。これについては少し説明が必要なのですが、外国企業がある所在地に支店がある人材あっせん会社であれば、つまり、例えば、リクルートさんなり、あるいはパソナさんがアメリカに支店を持っていて、彼らの取り扱い地域が厚生労働省に対してアメリカというところも申請されているのであれば、そこはパソナさんあるいはリクルートさんは使えるということでありまして、特定の人材あっせん会社しか利用できないというところの問題点というか、不満です。

それから、最後に業種別の規制ということで、医療とITが具体的に挙がってきております。医療につきましては、やはり認証制度といいますか、検査・承認までに時間がかかるというところが一つ大きなポイントですが、そもそもこの分野というのは、国民の健康あるいは命を守るという法目的があるというところで、一概に投資だ、貿易だということだけで議論はできないというのは重々我々も承知している点ですので、あえて深くは入らないでおきます。

それから、ITに関しましても、これも後で触れますが、基準認証の問題を指摘されていますが、今、既にもうEU、アメリカ、シンガポール等は、相互基準認証制度というものが確立されておりますので、クレームがあるといいますか、問題点の指摘があったのは、それ以外の国でありまして、それ以外の国からの製品をどんどん入れて大丈夫かというのは、これはまた別の見方があろうかと思えます。

8 ページですが、先般、対日投資促進本部というものを立ち上げまして、そこで欧州ビジネス協議会の代表の方とACCJの代表の方をお招きして、この話をいただきました。EBCの方は、別途ヒアリングをおやりになるとお伺いしていますので、あえてそこは詳しく出しておりませんが、アメリカ側からはこの2つの点が問題点として挙げられました。

一つがコーポレート・ガバナンスということで、これはオリンパス問題を背景に、企業経営の信頼を高めたいと、あるいは高めるためには、こういった社外取締役を増やすといったようなことをやればいいのかということです。加えまして、M&Aをしやすくするためというのもこの背景にはございます。

それから労働流動性の向上ということですが、2つありまして、1つは人材が採用しづらいというところ。いい人材が外資はなかなか採れないという不満です。それからもう一つは、これも見方が分かれると思うのですが、日本の労働慣行上、解雇しづらいという面がありまして、そこにも労働流動性という言葉をもって御意見をいただいているところです。

それをまとめますと、こういう具体的な内容になりますというものが9ページでございます。

本日のメインテーマといいますか、主たる課題の法人登記に関しての問題です。これももう既に御案内のとおりですが、一言で言ってしまうと、ビザをとるには会社を設立しなければいけない。つまり、会社が設立されていることで、就労ビザがとれるということですが、会社を設立するには、日本の居住者でなければいけない。つまり、もともとビザを持っていないならば居住はできないわけですので、鶏と卵といいますか、矛盾があって、外国に住所を持つ外国人だけで、日本に法人が設立できないという問題点がかねてより指摘されております。

「～諸外国では～」ということで、次のページにアメリカ、イギリス、フランス、ドイツといったような国では、法人設立を行う際に、現地居住者である代表者というのは、こういう要件はございません。外国人だけで法人が設立できるということです。

ちなみに、ではどうしているのということなのですが、ノミニーといいますか、代理人で設立のために一応代表者に一人になっていただくということで、具体的には行政書士の方ですとか、あるいは会計士の方ですとか、そういった方にお金をお支払いして、一時的に代表者になっていただき、通常は1回目の株主総会ですとか、あるいは取締役会で、その代表者に退いていただくというか、別の方が当たるという段取りで会社が設立されていくわけです。

ではこの問題に対して、何をやれば解決し得るのか。私どものサイドで御提案というか、考えさせていただいたのがこの3つの要件でありまして、一つが会社法を改正していただくというか、会社法の解釈を改正していただくということ。それから2つ目が一時的な就労ビザといいますか、会社を設立するための短期ビザといったものを出していただければ、実際に会社が設立されれば、晴れて新たな就労ビザの形で申請し、居住ができるということです。

3番目は、法人登記に当たって、就労ビザの提出をちょっと待っていただくということです。そういうところが法人登記に関わる問題です。

それから、医療については、ここに出しておりますとおりでありますが、あえて詳しくは御説明いたしません。他の国の治験データ、具体的にはアメリカが多いのですが、日本でも認めて欲しいというのが要望として上がってきております。

それから、最後のITの話ですが、これも申し上げましたとおり、EU、アメリカ、シンガポールというのは、相互認証がありますので、ここをさらに広げるということについては、ややしんどいのかなという感じも我々は持っております。

以上、私の御説明です。申し遅れましたけれども、私は2カ月ほど前にシンガポールから戻ってまいりました。シンガポールというのは御案内のとおり、世界で一番ビジネスのやりやすい国ということで、世界銀行にもランク付けされております。ちなみに日本は総合評価では24位ですが、ことビジネスの開業といいますか、スタートアップに関して言えば、114位ということですが、ちなみにもう一つ100番を超えているのが税制というところでありまして、この2つを改善されれば、安倍総理がおっしゃるような世界で最もビジネス環境のいい、あるいはビジネスのしやすい国の一つというところに近づくのではないかと私見ですが、思っているところです。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関して、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

あるいは、今、御説明の中心も法人登記制度ということにございましたので、法務省としての御説明をいただいてから、この点についてまとめて議論したほうがいいですか。

それでは、引き続きまして、議題では2となっておりますが、1と2は非常に関連して

おりますので、引き続きやらせていただきたいと思います。

関係省庁ヒアリングということで、本日、法務省から佐藤民事局商事課長、福原入国管理局総務課企画室長にお越しいただいておりますので、このホットラインに寄せられまして、今、JETROからの御説明もいただいた法人登記等に関する規制改革要望に対する法務省の考え方ということについて、御説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○法務省（佐藤課長） 法務省民事局商事課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私どもが商業登記の関係を所管しておりますので、その観点から御説明をさせていただきますと思います。

まず、資料の御説明からさせていただきますが、配付資料、資料2を御覧いただければと思います。この1枚目に沿って御説明をさせていただきますと思いますが、1枚めくっていただいた2枚目、これが内国株式会社の代表取締役の住所ということで、これは一種の通知となっています。これが、今、問題になっているものと理解しています。これは設立の場面のものでございますけれども、もう一枚めくって、下に3ページと書いてあるところを見ていただきますと、これは、代表者の重任または就任の登記についてということですので、内容的には同じもの、実質的には同じものと御理解いただければと思います。

さらに、4ページ以降では、会社法の条文をつけておりますが、長くなっていますが、代表取締役の氏名、住所が公示される事項になっているということですので、これは全くの御参考ということでつけさせていただきました。

そこで、まず、今回問題とされております通知、資料2の1ページに戻っていただきますと、代表者の住所要件ということで、昭和59年9月26日付の課長回答、これから本件の通知と言いますが問題になっています。

これは内国株式会社の代表者のうち、少なくとも1名が日本に住所を有しなければ、設立の登記の申請はできない。受理できないということで、先ほどJETROから御説明があった内容でございます。

この「本件回答の趣旨及び根拠」に入る前に、内国会社に関する法人登記の申請の現状について、ごく簡単に御説明をしたいと思いますけれども、今、内国会社と言われているものは大体350万社ございます。その中で、日々登記申請が上がってきているわけですが、その中には設立の登記あるいは代表者の変更、役員の変更、様々な登記が上がってきております。

このような登記が、大体年間で登記申請が150万件ほどございます。さらに証明書の申請ということになりますと、大体5,600万件の件数がある。そういうものを登記の現場で日々処理をしているという現状です。

登記につきましては、この通知のような形で登記要件が定まっている場合もありますが、添付書面をどのような形で求めるかということが一つの審査の要件になっているわけです。

けれども、必要な添付書面と申請書を出していただきまして、原則として書面審査をしているという現状でございます。

実態的な捜査権、調査権等があるわけではありませんので、要件を定めて書面を出していただいて、それを審査するという形で設立あるいは代表者の変更というような登記がされている。

こういたしますと、登記要件につきましては、添付書面も含めて、従来の経緯といたしましては、設立、申請者の便宜を考えて、添付要件をできるだけ簡素化するという方向にきております。

申請者の負担を軽減するということは会社が設立しやすくなるということですので、そういう形で、緩和が継続的に行われてきたわけですが、ただ昨今では、様々な形で消費者あるいは高齢者に対する詐欺事件が急増している状況にございまして、かなり法人登記制度を悪用して、違法な行為を行うということがありまして、私どもに対してもう少し登記の審査というものを充実・強化して欲しいというような形で消費者関係の部署あるいは警察等から要望が寄せられているような状況です。

ただ、今申し上げましたのは、国内一般の会社でございまして、今回は主として外国の方が会社を設立する場面ということで「本件回答の趣旨及び根拠」に入りますが、内国会社と外国会社の違いというのは、外国法に準拠して設立されたかどうかということが基準になるわけですが、内国会社の本店自体は、日本国内に存在しなければならないということにされておりますので、日本で継続的に業務を行って、日本に本店を置かれるということである場合には、内国会社の代表者というものは、日本国内にある本店に常勤して、日本法、具体的には会社法ですけれども、会社法等の規律に従うことが予定されていると考えられる。

そういうことから、内国株式会社の代表者のうち、少なくとも1名が日本に住所を有しているということを求めているわけです。

ただ、ここで住所を有しているというのは、特にビザ、どのような形のビザで入られたかということの問題にしているわけではございませんので、とにかく日本に住所を有しておられる方が代表者として一人いらっしゃるということを求めているということに御留意いただければと思います。

次に、2番目の丸のところに行きますが、このような通知を撤廃とした場合に、どういう弊害が考えられるかということですが、例えば会社代表者の全員が外国にいるということになりますと、投資詐欺、今、非常に増えている詐欺のような事案において、違法行為を行った場合、その被害者になっている消費者、債権者あるいは株主という人が代表者に対して訴訟を提起する。これは会社法423条の取締役の会社に対する賠償責任とか、第三者に対する賠償責任、こういうことによって、通常は救済を図っているわけですが、それでも、全ての代表者の方が外国にいらっしゃるということになりますと、その責任追及というのは、事実上、難しいということになるかと思っております。

このような外国からの詐欺事案というのがどれだけ発生しているのかということ自体は、私ども所管をしているわけではないので、具体的な統計というものを把握しているわけではないのですが、これについては、最近非常に外国からの詐欺事案が巧妙になっていて、事後的な被害回復が困難な現状にあると認識しております、それは恐らくそういう形で日ごろ接しておられるJETROさんのホームページでも、そのような注意喚起をされているということもありますので、そのような事実があるのではないかと考えているところでございます。

このような形になりまして、詐欺事案等が増えてきますと、日本におられる高齢者あるいは消費者の財産というものが海外に流出をしてしまい、それが事実上、事後的に回復が困難ということになるおそれがあるのではないかと考えております。

また、3番目の丸に行きますが、会社法には、今、会社の解散命令あるいは法令違反、これは登記懈怠も含みますけれども、そういうものに対する過料あるいは刑事罰という規定が置かれておりますけれども、代表者全員が外国にいるということになりますと、恐らく過料等を取るということもなかなか難しくなるということになると思いますので、行政的な規制という側面からも、実効性のある是正措置をとることが非常に困難になるということが予想されます。

以上の点に鑑みますと、なかなかこの分野は会社による違法行為があった場合に、事後的な規制が難しいということもございますので、一種の事前の要件として、今の通知が存在するというところでございます。

もちろん、外国会社が被害者救済のために営業保証金のようなものを供託されるということがあれば、話は別なのだと思いますけれども、そういう状態がないということになりますと、やはり人的担保というか、代表者の被害者の回復のためには、代表者の1名が日本に住所を有するということが必要になるのではないかと考えますが、その通知自体にいたしましても、会社の代表者が複数いる場合でも、1名のみが会社に住所を有するということだけで足りるということにしておりますし、また、印鑑証明等は外国人は難しい場合もあるろうということで外国官憲のサイン証明、これは住所が記載してあることも多いものですから、それで足りるというようなこともいたしまして、企業活動の国際化等を考慮して、今、必要最小限の要件を課している状態ではないかと考えてございます。

ただ、私どもといたしましても、対日投資を阻害するようなことをする意図はございませんので、具体的にどういう状況にあるのかということ、今後、把握をした上で、現状に沿った何か方策が考えられないかということは検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明についての議論をしたいと思うのですが、ちょっと私から最初に、少し感想というか、意見を申し上げて、1点、御質問差し上げたいと思うのですけ

れども、確かに外国発の投資詐欺みたいなものが増えているというのは、これは事実でございまして、つい最近も金融庁の登録取消処分を受けた非常に多額の詐欺事件というものがあつたわけです。

ただ、実はあれは外国から実質業務をしていたのですけれども、国内にちゃんと法人を作って、国内に代表者も置いてしていた詐欺で、ただ国内にはほとんど財産がないので、被害者は外国で訴訟を起こしているというような状況です。また他方で国内に法人を作らなくても、外国からの詐欺は、今、インターネットでも、あるいは出張してきてでも幾らでもできるので、少なくとも内国会社の登記に日本住所のある人が必要だとすることが、投資詐欺の予防になるという論理は、私は全く理解できないと思います。

他方、そのきちんとしたビジネスをやろうという方は、先ほどJETROさんの御説明があつたとおり、最初はノミナルな代表者を置いていても、すぐその直後の株主総会なり、取締役会で手続が済めば、本当に外国で運営している人がやって来て、当然その人を代表者にするということを想定されていると思われるので、そういう短期間において、何か代替手段がとれないかというのが問題意識だと思うのです。

ですから、永久に代表者全員が外国にいる会社がたくさん出てくるというようなことを想定するのは、あまり現実的ではないのではないかな。その意味では、先ほど御説明のあつた2番目の弊害というもので、会社の解散命令、刑罰・過料等の制裁というお話があつたのですが、こういうのは結局、現実のビジネス活動をしていない人に対して課されることはほとんど考えられないわけでありまして、そういうことを課されるような事態になるようなころには、当然、代表者は国内にいるというのが当たり前ではないかと私は思います。

また、ちょっとこういう御説明をいただくと、やや日本の民間の普通に企業活動をしている人をある意味非常に軽率な人しかいないとお考えなのではないかとすら思つてしまひまして、通常のビジネス活動をする場合に、相手の会社が中身のない会社であるか、そうではないのかということは誰でも調べてから取引をするので、その意味では、例えば訴訟を起こすときに困るとかというような問題は、現実のビジネス活動ではほとんど意味がない話だと私は思います。

以上、すみません。ちょっと長くなりました。

○法務省（佐藤課長） 私どもは、直接会社と接するというか、登記の場面で審査をするということになりますので、登記の場面において、今後、どのような活動をされるのかというのは分からないところがあります。

實際上、今、かなり、会社等の法人格を取得して、隠れみののようにして違法行為を行うというものが出てきていますので、そういう意味では、そうなった場合の制度的な担保として、日本に代表者の住所を置いておく。實際上、被害回復をされる場合には、まず登記を御覧になりまして、その登記のある住所にいる人を訴える。その人を呼び出して和解の話などを進めるというのも、実際にはあると思いますので、そういう意味では全く必要

がないということなのかどうかということとは分かりませんが、登記の現場は特にどういう、私どもは通常のビジネスをされている方は全く問題がないので、そういう方がたくさんいらっしゃるということは承知しておりますけれども、登記の場合は要件を緩めると、必ずその緩めた要件をどう利用するか、どう悪用するかということを考えてこられる方が現実にはいらっしゃるということも事実なものですから、そういうことも含めて、登記というものをどう考えなければいけないかと考えております。

さはさりながら、今、御指摘をいただきましたように、通常の場合は、設立後は国内に代表者を置かれてビジネス活動をされるということになると思いますので、やはり、問題は設立登記の場面での対応をどうするかということだと思います。

そういう意味では、具体的にどのような形で、今、登記をされていて、どんなところでお困りになっているのかということもさらに把握をした上で、設立の場面での登記というものがどうしたらもう少ししやすくなるのかということは、私どもとしても考える必要があると思っておりますので、その点は全く配慮するつもりはないということをございませんし、実態を踏まえて検討していきたいと思っております。

○大崎座長 どうぞ。

○大田議長代理 その実態のお話が、今、JETROさんからあったわけで、設立のときに代理人を置いて、行政書士の方とか、会計士の方を置いておけば、実効性は確保できるのではないかと。何らかの苦情、トラブルが起こったときも、実効性を確保できるのではないかと。お話があったわけですが、これについてはどうお考えですか。

○法務省（佐藤課長） 具体的に、今、どういう形でされているのかということがございましたけれども、例えば、外国人のみの会社が、日本に全く要は代表者になるようなパートナーがおられないのか、あるいは日本でそれまで何らかのビジネス活動をされておられる方がお困りなのか、あるいは全くされていなくて、今まで何も日本にコンタクトのない方が入ってこられる場合に問題なのか。そのあたりも含めて、少し伺った上で、ではどういうことが可能なのかということを考えていきたいと思っておりますので、今、いろいろな形で今日も御提案をいただいておりますが、そのような御提案も含めて、ちょっと考えていきたいと思っております。

したがって、直接、今の御質問に対しては、今の時点でそれがどうかということ、なかなかちょっとコメントしづらい状況です。

○大崎座長 JETROさん。

○日本貿易振興機構 私どもに入ってくる外国企業さんの中で、細かく統計はとっていないのですが、1割強の方々が、やはり本件、日本に身寄りがないとか、関係先がないので、我々を通じて、これを何とかしてくれないかということで、我々の懇意にさせていただいている例えば司法書士さんあたりにお話しをして、代理人、ノミニーになってもらえないかということで、受けていただいております。

それで2つ問題がありまして、1つはノミニーになろうとする人が、実はそれほど多く

ないというところで、司法書士さんにしても、会計士さんにしても、基本的には自分たちの業務ではなく、言ってみれば、変な責任を負いたくないというところで、喜んで受けていただけないのですけれども、JETROさんから言われたのですからということで、受けていただいている。

そういう困難さともう一つは、やはりお金がかかるのです。彼らはただではやりませんので、大体28～30万円というような金額を外国企業が払ってノミニーになっていただく。これは日本以外でもどこでもそうなのですから。

そういう意味で、コストの部分となかなか探せないというところで、困難な部分があります。

それから、現に日本に関係先がないということで、結局、断念せざるを得なくなったというケースも当然あります。

一般的には、日本に投資をされる方というのは、法務省さんからも御指摘のありましたとおり、もともと日本とビジネスを何らかの形でしているということで代理店を持っているとか、一応の取引先があるということで、彼らに一旦仮に代理人になっていただいているようなことで対応しているケースが多いわけではありますが、冒頭の繰り返しになりますので、あえてこれ以上申し上げませんが、問題点であることは確かです。

○大崎座長 どうぞ。

○長谷川委員 詐欺の話はグローバルのようにどこの国でもあると思うのですけれども、例えば、欧米の主要国とか、あるいはシンガポールでは、こういった詐欺案、事件というのは当然あるのではないかと思いますけれども、そのところは各国がどのように判断しているのでしょうか。

○日本貿易振興機構 まずシンガポールなのですからけれども、実は制度的には日本と全く同じです。国内に代表者を一人立てなければいけないのですけれども、日本との最大の違いは、先ほど日本はなり手が少ないと言いましたけれども、シンガポールではビジネスとしてそれが一般的になっていまして、なりたいという人だらけなのです。

したがって、コストも安いですし、簡単に代理人が見つかり、簡単に交代しということで対応しているという意味では、犯罪なり、詐欺なりということを念頭に置いて、本制度を議論しているというのは一切聞いたことがありません。

一方で、他の国で先ほど、例えばアメリカにせよ、ドイツにせよ、フランスにせよ、イギリスにせよ、こういう制度はありませんということを申し上げましたけれども、裁判籍の確保という点で、例えば訴えたい相手、賠償責任を求めたい相手がどこにいるのかというところが、やはり日本にいないと困りますねというのが日本の論理ですけれども、アメリカなり、イギリスの場合には、エージェントという人間を立てれば、エージェントには責任はないのですけれども、公的な文書は右から左に渡しますという役回りの人を立てるのが法律上決まっています、あるいは慣行上あります。

それから、フランス、ドイツはいわゆる大陸法に準ずるといいますか、共通点があるの

でしょう。ここは一切会社に対しての責任追及ということですので、会社の住所があればいいということで、個人、代表者を国内に求めるということはありません。

○大崎座長 どうぞ。

○大田議長代理 JETROの方が解決策として出された3番目で、設立準備のための短期のビザを発給してはどうかという解決策が出されておまして、これは例えば6カ月以内に法人の登記事項証明書が提出できなければ、代表者の在留資格が失効するという、ビザの発給に一定の要件をつけるということならばいいのではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○法務省（福原室長） 法務省入国管理局の福原と申します。

よろしくお願いたします。

その点を含めましても、ちょっと前提を少しお話しさせていただいたほうがいいのかと思いますので、先ほど先生のほうからいただきました御下問に答えることも含めて、入国管理制度の仕組みについて、お話しをさせていただければと思います。

それでは、お手元の資料でございますけれども「出入国管理及び難民認定法」の在留資格と基準と、もう一枚「別表第三」というものがついた2枚紙がございますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

入管法の構造でございますけれども、外国人の本邦での活動に応じて、在留資格というものを規定しているわけでございます。

それで、一定の在留資格につきましては、今度は法律ではなくて、省令になるわけでございますが、基準省令と我々が言っているものがございまして、これでそれぞれの在留資格に該当して、日本に入国するための要件を定めているという構造になっております。

海外の投資に伴って発生します人の移動に関しまして、入管法上定められておりますのは「企業内転勤」それから「投資・経営」という在留資格がございます。

「投資・経営」と申しますのは、これは外国企業による日本への投資に伴って、経営者あるいは管理者を受け入れるための在留資格でございます。

それから「企業内転勤」と申しますのは、海外の外国企業から日本支店あるいは日本の子会社への異動あるいは出向等に対応するための在留資格となっております。

「投資・経営」でございますけれども、この在留資格に事業ということが規定されておまして、この事業が適正に行われるということがもちろんでございますけれども、安定性、継続性が求められるものというのが我々の考え方でございます。これを担保するために、この1枚目の紙の左側に上陸許可基準を定めた省令を見ていただきますと、一号のところでございますが、もし外国人の方が本邦で貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合には、次の要件が必要ですよということで、事業所が確保されているということや、その事業自体が一定の規模であるということが必要になってくるわけでございます。

1枚めくっていただいて「別表第三」というところがございますが、審査を受けるために提出していただく提出書類を定めたものでございます。そこの一号のイで、事業計画書、

会社又は法人の登記事項証明書とあり、基本的には、本邦で適正に事業が開始をされている、事業が正式に成立しているということを確認するために、登記事項証明書の提出を求めているわけでございます。

個人事業者である場合など、そもそも登記ができないという場合においては、それは他の証明書で事業が開始しているということを確認することになるわけでございますけれども、設立されるものが法人であれば、基本的には登記事項証明書の提出を求めているということになってございます。

次に「企業内転勤」のほうでございますけれども、これは1枚目の紙の裏側になりますが、企業内転勤の在留資格が入管法の別表で定められております。そして、それに適合するための基準が左側に定められているわけでございます。

企業内転勤の場合は、そもそも在留資格の段階におきまして、本邦に本店、支店、その他の事業所があるということが要件になっておりますので、きちんと事業所が確保されていて、事業活動が適正かつ安定的に行われているということ自体が、在留資格を付与する前提になっているわけでございます。

それで、別表第三の一番後ろの資料を見ていただきますと、提出資料として、事業所の登記事項証明書を求めるということになっているわけでございます。

これは、基本的には先ほどの「投資・経営」と考え方はほとんど同じでございますけれども、国内にきちんと事業所が確保されていて、事業が正式に成立しているということを前提に、外国人に対して在留資格を付与するということになっているわけでございます。

これは、私どもとしましては、外国人が在留資格に該当する活動を行うということを前提に外国人を受け入れているということになってございますので、その活動が継続的、安定的に行われるかどうかというところを審査するために、必要な提出書類をいただいて、それに基づいて審査を行っているということでございます。

現在、問題になっております外国から投資あるいは企業設立の準備のためにいらっしゃる外国人の方が在留資格を取得することができないという問題でございますけれども、我々の現場の感覚としましては、やはり多くの場合はどなたかパートナーの方を国内に確保して、その方が設立の準備をされるというようなことが多いとも聞いております。

また、できる範囲であれば、例えば短期滞在という在留資格があるわけでございますけれども、この短期滞在、多くの場合は観光ということになるわけでございますけれども、商用目的でも、これを使うことができますので、商用として短期滞在の在留資格でいらっしゃるって、これが、90日の在留期間になってございますので、この90日の間にいろいろなことを準備されて、それから何らかの形で事業を開始できるという状況になれば、例えば「投資・経営」あるいは「企業内転勤」の方がいらっしゃるあるいは自らが在留資格を変更されるというようなことができると考えているところでございます。

それから、先ほど、御指摘のありましたJETROさんからの提案の一番下の部分でございますが、投資の準備のためのビザを設立するというところでございますけれども、これがどう

いう活動を想定されているのかということについては、もう少し勉強させていただかないといけないと思っています。

実は、私どものほうで、構造改革特区という特区制度の中で、まだ日本で事業所が確保できていないという状況がある外国人の方について、その構造改革特区を申し出た地方自治体が事業所を確保するということをお約束していただけるのであれば、企業内転勤の在留資格で入国するということを認める措置をとっているところでございます。

ただ、この場合、3カ月以内に、実際には事業が結局立ち上がりませんでしたということになれば、それは出国していただくというようなことになるわけでございます。

ですので、もし活動が適正に行われなかった場合、きちんと出国していただく。目的としていた活動が行われない場合には、出国していただくという担保をどうするかというのは、今後、考えていく中でも一つのポイントになるかと考えているところでございます。

また、準備段階でいらっしゃるということになりますと、何を信じて現場の審査官が審査をすればいいのかということも考えなければいけないわけでございまして、例えば事業計画を信じて、在留資格を与えるということにするのかどうかというあたりも、やはり考えていかなければならないと思います。

出入国管理、やはり治安という観点からも行わせていただいておりますので、もしその在留資格を濫用されるというようなことがあれば、やはりそれは問題があると考えておりますので、在留資格が適正に運用されるための条件というものをどう考えていくかということが必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

ちょっと1点確認したいのですけれども、今、短期滞在のビザで開始することもできるのではないかというお話でしたが、私が聞いているところでは、以前は短期滞在ビザで入国して、外国人登録証で法人設立ができた。それが去年から在留カードになったのでできなくなっていると聞いているのですが、それは誤解ですか。

○法務省（福原室長） これについては、少し説明をさせていただきます。

昨年の7月でございますけれども、入管法と住民基本台帳法が改正、施行されております。これはどういう制度かと申しますと、かつて外国人につきましては、外国人の居住関係と身分関係を把握するための外国人登録制度というものがあったわけでございます。

ところが、外国人登録制度につきましては、入国から90日以内に日本にいる外国人は外国人登録をしなければいけませんよということになっていたわけでございますけれども、例えば入ってきてすぐの外国人が外国人登録をする、あるいは、ここでの議論にあまり関係ないかもしれませんが、不法滞在をしている外国人でも外国人登録をすることができるというような制度だったものですから、特に不法滞在者のほうが外国人登録をすることができるというあたりが非常に問題になって、外国人登録制度自体が廃止されたわけでございます。

それで、結局どうなったかと申しますと、外国人についても、日本人と同じように、住民基本台帳制度で把握するという事になったわけでございます。

そのときに、住民基本台帳制度で把握される外国人住民の対象が中長期在留者という外国人と特別永住者という外国人、これは在日韓国・朝鮮人の方ですが、あとは一部、まだ生まれたばかりで、在留資格を持っていない外国人の方なども一部含まれるのですけれども、一番中心になるのは、中長期在留者ということでございます。

この中長期在留者の中に、短期滞在の在留資格の方は入っていらっしゃらない。それから3カ月よりも短い在留資格を付与された外国人の方なども入らないということになってございます。

そうしますと、その方々は、住民票ができないということがございまして、住所を何で証明するかということになると思いますが、いろいろな活動を行うのが難しくなっているというお話は、こちらでも承知をしております。ただ、準備活動にもいろいろなものがあるかと思えます。

ですので、できる準備活動を短期滞在の在留資格で行っていただくということなのだろうと考えております。

○大崎座長 そうおっしゃるのは、要するに観光ビザで入って、日本人といろいろ事前交渉をするのはいいけれども、法人を設立する代表者になれないのは、しょうがないとおっしゃっているわけですか。

○法務省（福原室長） どういう方が登記を行うことができるのかというところは、これは出入国管理行政から少し外れることでございます。

○安念委員 いや、そこは大切なところですよ。福原室長の御説明は御説明として、大変フルーエントでよかったのだけれども、それは要するに商業登記の世界とは全然関係がない。なぜなら両方は別にお互いに連携しろとか、それぞれに考慮しろと書いていないのだから、行政庁は勝手にお互いにこうしてはいけない。いけないというのは、法律による行政の原理のしからしめるところです。

そこで前に戻りましょう。例えば、今の会社法は、取締役あるいは代表取締役に対して、国籍要件とか収入要件を求めていますか。

○法務省（佐藤課長） いや、求めていないですね。

○安念委員 だとすると、商業登記法の規定によって、設立登記の際に、収入要件とか国籍要件を求める。あるいはそれに求めるものと同じ意味を持つ例えば源泉徴収票を出せとか、住民票あるいは戸籍を出せとかという一種の登記原因証書みたいなものを出せという義務付けを商業登記法で作ることはできるとお考えになりますか。

○法務省（佐藤課長） 今、そういうものを求めておりませんので。

○安念委員 いや、理論上できるか。つまり、会社法が実体法上、要求していない要件に関わるものを商業登記法で事実上創出することができるかという理論的なことを伺っているのです。

- 法務省（佐藤課長） 基本的にはできないのではないかと。
- 安念委員 私もできないと思います。
- だとすると、なぜ会社法が要求していない国内住所要件をしかも通達で要求することができるのでしょうか。
- 法務省（佐藤課長） それは会社法上の内国会社ということ。それが大前提になりますので。
- 安念委員 会社法のどこに日本に住所がなければならないと書いてあるのか教えてください。
- 法務省（佐藤課長） 会社法上は、明確な規定があるかといいますと、それはございません。
- 安念委員 ないのになぜあなた方は一片の通達でそういう義務を創出することができるのでしょうか。
- 法務省（佐藤課長） それも内国会社があることから、当然の前提であると。
- 安念委員 なぜ当然なのですか。全然分かりません。
- 法務省（佐藤課長） つまり、内国会社であれば、会社法等の規制に従うことです。
- 安念委員 当然です。当たり前です。外国にいても従わなければなりません。
- 法務省（佐藤課長） そして、その監督の効果というものを実効的に行わなければいけない。
- 安念委員 監督は誰がどういう監督を現にしておられるか教えてください。
- 法務省（佐藤課長） 登記懈怠についての過料等ということになりますが、そういうこともありますので、しかも先ほど申し上げましたように、内国会社ということであれば、当然、本店は国内に置いておくと。
- 安念委員 当然です。それは当たり前です。
- 法務省（佐藤課長） 代表者もそれに応じて国内におられるということを前提として。
- 安念委員 だから、法律に書いていない条件をなぜあなた方は勝手に作り出せるのですか。
- 大崎座長 私も、どうしても分からないのは、本店がなければいけないというのは当たり前であると思うのですが、代表者が国内にいないといけないということをおっしゃる法的根拠がちょっと理解できない。
- 安念委員 それは当たり前です。内国法人。私も全然理解できない。
- 大崎座長 逆に言えば、代表者が外国にいて、本店が日本にあるというのは、何か問題があるというか、そういうことが法的にできないと断ずる論拠は何なのかというのがちょっと分からないのです。
- 法務省（佐藤課長） そこは、先ほど申し上げたとおりです。
- 大崎座長 その弊害が予想されるということですか。
- 安念委員 それはおかしい。監督の弁がと言うのなら、過料が払えないと困るのはあれ

です。収入要件とか資産要件を求めることができるということになるではないですか。

金がない人に借りようと言ってもしょうがないのだから、そうでしょう。

でも、それは求められないとあなたは言っているわけだ。矛盾しませんか。

○法務省（佐藤課長） その人的担保というか、代表者に対する責任の便宜というときに、そこは収入まで求めるのか、そこには考え方はいろいろあるところで。

○安念委員 いえいえ、だから実際に求めていないわけでしょう。

ならなぜ住所は求めることができるのかと聞いているわけです。

○法務省（佐藤課長） 実際に被害に遭われたときに、被害を回復できるように住所を求めているということです。

○安念委員 住所だけあったってしょうがないではないですか。金がなければ。

○法務省（佐藤課長） そこは収入まで求めていくというところは、それは過度な形になるのではないか。

○安念委員 なら住所を求めるのは過度ですよ。

なぜなら会社法は要求していないのだから。

○大崎座長 ちょっとよく分からないですけども、投資詐欺という話が先ほどから出てくるのですが、それだったら、今度は、代表者の住所が日本にあると登記上なっている、別にアメリカに逃げてしまっていれば、実際上取り戻せないですよ。

現実にもそういうことが起きているわけでありまして、それはそういうことを予防するための規制としたら明らかに過剰なものだと考えられないですか。

それにもっと言えば、会社法に、投資詐欺を予防するために規制を設けるという趣旨が含まれているのですか。

○法務省（佐藤課長） それは代表者、投資詐欺に特化しているものはもちろんない。

○大崎座長 不正行為。

○法務省（佐藤課長） 不正行為ですよ。その場合、もちろんそれで全てが回復できるわけではないですし、現実的な回復が困難なことはあろうかと思えますけれども、恐らく代表者が全て海外にいるということになると、実際に訴訟を起こすにしても、非常に困難になる度合いというのは勝るということになると思います。

○安念委員 だってそれは、代表者というか、取締役個人を被告にする場合はそうかもしれないけれども、基本は会社、法人の責任なのだから、法人を被告にするのがまずは一次的な請求としてはそうなるでしょう。そうすると、代表者がどこにいても同じことではないですか。

○法務省（佐藤課長） 実態上はもちろん会社も訴えますけれども、代表者も併せて訴えているのが通常ですので、併せてその責任も追及していくというのが実務であろうと思います。

○安念座長 まあまあそれは日本の会社法が昔から取締役、第三者に対する責任という独特の法制があるから恐らくそうだというだけのことでしょ。

○法務省（佐藤課長） それは独特の法制が分かりませんが、現実には代表者の責任も追及してからの被害回復を図っておられるというのは、現実だろうと。

○安念委員 それはそうです。そのこと自体は否定しません。

○大崎座長 他。どうぞ。

○大田議長代理 恥ずかしながら、今、気づいたのですが、こんなに大事なことが課長通達で出されているのですね。法務省はこういうものなのですか。

○法務省（佐藤課長） 昭和に出た通達ですのであれですけども、登記の世界はやはりいろいろな場面がありますし、商業登記法で全て書けと言われれば、そのとおりなのかもしれないけれども、それを補うためにいろいろな通達が出ておまして、それに基づく行政がされているのは現実でございます。

○長谷川委員 先ほどの安念委員の質問に答えていただきたいのですが、会社法の世界で要求していないものを、なぜ課長通達で要求できるのでしょうか。

○法務省（佐藤課長） 私どもといたしましては、内国、国内に本店を置いているあるいはこれが内国会社で会社法の監督が及んでいるということから、当然導き出せる解釈であると考えています。

○安念委員 いや、全然導けないと思います。

○大崎座長 だから、結局、ここに書かれているように、代表者は国内にある本店に常勤するということが予定されているということをおっしゃっているわけですね。それは本当に先験的にそういうものなのですか。

もちろんこれは極端な例かもしれませんが、日本を代表する非常に有名な会社の代表取締役がずっとニューヨークにお住まいだったというのも最近現実にありましたよね。

別に何かそういうことがグローバル化した社会であり得ないと思えるのは何かかえっておかしいような気もするのですが、いかがですか。

○法務省（佐藤課長） あり得ないということをお願いしているのではなくて、会社の形態も、それは事業活動というものも年を追うごとに変わってくるものだと思いますので、そこに実際に日本に誰も代表者がいない。でも日本でビジネスをしている。ただ、海外に代表者がずっといるというような状態のビジネスというものが、実際に多くあって、困っていらっしゃるということであれば、その実態も踏まえてまた考え直さなければいけないと思いますけれども、ただ、先ほどのお話を伺いますと、どちらかという、設立した後は誰か代表者がいるという。国内の会社ですから、そういうことであれば、むしろ設立の段階での便宜をどう図っていくのかということを考えて、第一歩になってしまうかもしれませんが、考えていくということも必要なかなとは思っています。

○安念委員 いい線なのではありませんか。

○大崎座長 それはそういうことですね。

○長谷川委員 最初の質問に戻るのですが、御説明のあったシンガポール及び欧米主要国の事例、これのお話があったのですけれども、ちょっと不案内なところがあるので、

それを例えば紙か何かの資料で読ませていただくわけにはいかないでしょうか。

○日本貿易振興機構 すみません。今、ちょっと手持ちの資料しかないのですけれども、喜んで御提出いたします。

○長谷川委員 これは例の国際先端テストにもなると思うので、是非紙の資料でいただければありがたいと思います。

○大崎座長 通達自体も30年も前のものですし、その後、会社法の大改正もございましたので、やはり会社法の考え方も相当変わってきているようにも思うのです。それこそ最低資本金規制もなくなったことでもありますし、そういう意味では通達を特にこの登記申請の段階に限ってでも考え直すということについては、どうなのですか。

法務省としても、前向きに御検討いただけるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。

○法務省（佐藤課長） 今の時点で、どういう方向性というものを申し上げるわけにはいきませんので、今日の議論も踏まえながら検討していきたいと思います。

○大田議長代理 通達以下で規制されているものについては、法務省だけではなくて、全ての役所について、一応抜き出してチェックするというのが規制改革会議の方針の一つですので、それはまた御協力をお願いしたいと思います。

あと、先ほど来、言っている現状に沿った方策を考えたいという、これはいつまでに考えていただけるのでしょうか。

○法務省（佐藤課長） 今の時点で、時期をお約束することはできませんけれども、今日の議論も踏まえて検討していきたいと思っています。

ちょっと今の時点でどこまでの調査が必要かあるいは情報収集が必要かということになりますので。

ただ、検討しますと言っていつまでも検討しないというつもりはありませんので、そこは御理解いただきたいです。

○長谷川委員 ついでに言えば、私、30年前からこの議論を聞いているように思って、当時から全く同じ問題が指摘され、私、それを記事にして書いた覚えもありますので、是非早急をお願いしたいということが1点と、それからこの紙で出していただいたこの立論の仕方です。つまり、投資詐欺等の違法行為に対するいわば水際での規制になっているのが、先ほどのJETROさんの御説明でも、そういう議論はシンガポール等で聞いたことがないということです。

それから、大崎座長からも御指摘があったとおり、別にこの規定がなくても現実にこういう投資詐欺のような事例は、今、頻繁に起きているわけです。

そうであると、こういうことを理由に水際で止めているのだということがもう一つ腹に落ちないのです。つまり、現時点であったって、こういう規制がある現在においてでも投資詐欺事件は起きているのではないかということです。そこについてはどのようにお考えですか。

○法務省（佐藤課長） 先ほど申し上げましたように、現実に投資詐欺事件、投資詐欺に限りませんけれども、起きていることがありますので、それに対してこの規制がこれで全て賄えるのかと言われると、登記でやれることというのは限界がありますので、限界があるということはそのとおりだろうと思います。

ただ、他方で、特に国内の事案におきましては、法人登記を濫用した事案が現実に生じているのは事実でございまして、それに対して登記の現場に対してより審査を厳しくしようあるいは添付書面をもう少し要求するというような形で登記がそれに対応しろという声が非常に強いのもまた事実でございまして。

この規制でどこまでやれるのかというのは、先ほど申し上げましたようにこれで全部やれるのかと言われると、確かにおっしゃるとおりかと思えますけれども、そういう現実もあるということは追々やって。

○長谷川委員 つまり、ですから、そういうもっと登記のところで厳しく見よという声があるというのは分かりましたけれども、そういう声が妥当なものだとお考えなのですか。

○法務省（佐藤課長） それは私どもも、今、実態の調査も含めて検討しているところでございますけれども、実際に登記書類、登記関係の悪用した事案があるというのは現実でございまして、そこを妥当かどうかは別にして、審査というものはしっかりしていかなければいけないという意識は持っております。

○長谷川委員 つまり皆さん方は政策当局なのだから、そういう声が寄せられたときに、その声は妥当な根拠のある声なのだと判断するのであれば、その判断に基づいて政策転換というものがあってしかるべきだけれども、そもそもその妥当はとんちんかんなのだということであれば、それはまた別の政策判断があるでしょうということを聞いているわけです。

○法務省（佐藤課長） 一口にそういう声とおっしゃられても、様々な要望がございまして、その中で登記としてできるもの、あるいはできないもの全てもいろいろ来るわけですので、そういう中から妥当なものについては、どのような対策が必要かということを考えてなければいけないと思います。

我々としてその声が妥当かどうかと言われても、声の中には非常に様々なものがありますので、現実に起きていることを踏まえながら考えているところです。

○大崎座長 何か非常に注意深く発言されているというのは分からなくもないのですが、単純に考えて、不正とか違法行為というものの防止ということを考えたら、偽の登記証明書を作ることだってできますし、あるいは法人格があるかないかなどというのは、例えば、インチキなパンフレットを送る人が株式会社どこそこと書いていても、その会社が存在するかどうかを一々登記で確認するというほど注意深い人は大体引っかからないですよ。

だから、何かちょっと問題、株式会社を名乗ったり、合同会社を名乗ったりして、いろいろ悪いことをやる人がいるということは、私、全く否定しないのですが、それを防止したり、あるいはそういう連中をとっつかまえるためにやるべきことというのは、登記の事

務を厳しくすることではなくて、むしろ警察だとか検察に頑張ってもらうあるいは消費者に対する啓蒙活動を活発に行うとかいう、全然別の政策ではないかと思うのですけれども、それはあまりお考えにならないですか。

○法務省（佐藤課長） 現実的には、もちろん、そういう見抜けないものもたくさんありますし、様々な形の違法行為はありますので、全てそれで対応できるわけではないですし、実際に登記事項証明書を出して、その登記事項証明書を後になって偽造したということになると、登記所としてはどうしようもないので、それは警察なりの捜査に委ねるしかないということにはなりますが、やはり登記手続あるいは登記関係の違法行為というのは、登記申請からその後の違法行為まで、様々なものがございまして、全くその登記の審査の段階で、それが一定の予防あるいは防止ができないかという、そこはできるものもあるのではないかと考えています。

ただ、何度も申し上げますが、いろいろなものがありますので、登記でできることは限界があるだろうと言われれば、全くそのとおりでと思います。

○安念委員 いや、だから佐藤課長は、大人の立場でいろいろな人がいろいろなことを、そして必ず相互に矛盾する好き勝手なことを言うわけだから、それであなたの言うことは一々聞けないよとは言えないし、日本の役人としては必ず何か、とにかくやるといふ、何かをやるといふ対応になってしまうので、それは当局と当局の責任者としてはつらいところだと思うのだけれども。

登記が法人という形態を濫用するものの防波堤になっているのは明らかです。それは確かに。例えば、未成年者登記というものがあるのはなぜかと言えば、弁済能力が十分でないとか、行為能力が不完全であるとかといったような人ですよということを公示するところに意味がある。

つまり、こういうことです。登記がその濫用行為を防止するのは、どういう形で防止するかという、実態的要件を課すことによって防止するのではなくて、ひたすら公示することによって防止するのです。こういう人なのです。例えば、ここの代表取締役は一切日本に住所がありませんよと、それを公示すればいいのです。

それで、その後は勝手なのです。それでもいいと思う人は取引すればいいし、これはおかしいなと思う人はしなければいいだけのことなのです。

つまり、登記の機能は公示だけ。だからそこで実態的要件を構えて、何とか水際でフィルタリングしましょうというのは、それは当局で責任を持っているお立場として、気持ちは分かるのだけれども、実際の登記の制度とは私は違っていると考えております。

それともう一つ申し上げておくけれども、登記の世界は特に商業登記もそうですけれども、不動産登記は完全に通達の固まりなので、何でもかんでも通達でしていいし、またやらざるを得ないというある種のカルチャーがあることは僕もよく分かります。不動産登記法だけを見ても、実際の不動産登記はどうやってやるのかということは全く分からないので、もうそれは分厚い加除式の膨大な通達集があって初めて分かる仕組みになっているの

で、そのカルチャーは不動産登記の方だから、商業登記とは違うのだけれども、どちらも登記だから、そういうカルチャーがあるということは事実として理解できます。いいとは言わないけれども、しょうがない面が多々あるのも確かだと思います。

○大崎座長 今、安念先生のおっしゃったことで、私も非常に同感するのは、登記はやはり公示機能だろうというのは、そのとおりだと思うのです。だから、今、問題になっている外国にしか住所がない代表者ということに絞って申し上げるとすれば、そういう会社はうさん臭いと思う人は、多分、取引を開始しないでしょうし、逆に我々が想定しているようなものは、既に日本で直接にいろいろなやりとりはしていて、今度は日本に拠点を作りたいというケースですから、そういうような場合は、別にどこに住所があろうがよく知っている会社だから取引は普通に続くとも考えられるので、ちょっと制度の目的と、今、問題視されていることがずれているのかなと率直に感じますので、その辺を是非御検討いただければと思います。

○大田議長代理 ちょっと質問があるのですが。

登記は通達が中心で、それはある程度やむを得ない、と。

○安念委員 中心とは言わないです。

○大田議長代理 今、JETROさんからいただいた紙では、海外は会社法と書いてあって、有限会社法とか、商法になっており、日本だけが課長回答なのですけれども、海外も会社法と書いてあっても、何らかの通達的なものなののでしょうか。

○日本貿易振興機構 基本は、法律に明記されていまして、通達というカルチャー自身そもそもほとんどないですね。

○大崎座長 だからと言って、あまり会社法を改正して、代表者に国内住所を要求するようになることは私はしないほうがいいと思うのです。

○安念委員 それはそうですよ。当たり前ですよ。

○長谷川委員 米、英、独、仏はいずれも法人代表の居住要件はなしで、シンガポールはありけれども、企業は活動しやすくなっている。

今、該当の案件については、ノマニービジネスが盛んであるのは、その市場ニーズに合わせている。つまり、そもそもそういうふうにシンガポールに出ていきたいのですという企業がたくさんあって、それがビジネスになっているという環境にシンガポールはあるのだ。

そこで、私の質問は、JETROさんの感じでは、法人代表の居住要件があるやなしやによって、そもそもその投資活動というものが変わるのか、変わらないのか、何か議論をひっくり返すようで申し訳ないのですけれども、ちょっとその感じを聞きたいのです。

○日本貿易振興機構 これが最大の阻害要因だとは思っておりませんし、先ほど申し上げましたとおり、我々に依頼されるのは1割ぐらい。その1割も何となく解決しながら進んでいくという意味では、これをもってやめる人というのは、まあ1パーセントあるかないかという世界だと思います。

したがって、これが絶対条件だとは申し上げませんが、日本国として対日投資の促進にいかにかコミットしていくかということの幾つかのメニューのうちの一つだと思いますし、少なくともどう考えてもおかしいだろうと思ってしまうような要件をなくしていくというのは、最低限の努力であろうと、ちょっと言葉は乱暴ですけども、我々は考えております。

○安念委員 それは、私も全く同感で、登記のことなどはっきり言ってどうでもいい話です。率直に言って。だって日本が非常に投資先として魅力的なら、500万円払っても、1,000万円払っても登記ぐらいしますよ。それで文句を言っているということは、大して投資先として魅力がないからなのです。

だけれども、ではこれはこのままでいいかというと、そうではなくて、全部数珠つなぎになっているわけだから、投資に対してフレンドリーではないと、対内直接投資に対してフレンドリーではないカルチャーというのは、クライメントがあるということの一つの何百あるかの何百分の1であるということでは確かにある。

つまり、はっきり言えば対内直投を促進するのは、少々のおかしい人は目をつぶらざるを得ないのです。全部が全部、100人が100人中ジェントルマンだなんてビジネスの世界ではそんなことあり得ないのではないかと。

だから、100人のうち1人いる何かおかしな人が来るリスクをおかしてもあとの99人のインベストメントをウェルカムだと言うかどうかという、そういう政策的というか、度胸の決め方の問題です。だから僕はその取締りの発想に立つのなら、やはりこういう要件があったほうがいいのかというのは、それは当たり前の話。だけれども、そうやっていると、全うな人が日本に来るというインセンティブを削ぎますよというのだから、これはあれなのです。法務省の一課長さんにこの政策判断を求めたってしょうがないのです。あなたの責任ではないから、これを解除しましょうともっとずっと上のレベルから言ってくれなければ話にならないということだと私は思います。

○大崎座長 どうでしょう。他に何かございますか。

ちょっと今日は予定よりはJETROさんの説明については、特段議論をしなかったもので、若干時間的には早いですが、大体御意見出尽くしたかと。

どうぞ。

○長谷川委員 では、JETROさんとしては、これをやれば増えるのだというのは何なのか。

○安念委員 法人税。

○日本貿易振興機構 先ほど政府の姿勢ということで申し上げました最大のポイントは法人税を下げるということですね。

よく聞きますのは、社内の議論で日本に投資しようというときに、日本というのはややこしい国だ、難しい国だというパーセプションは皆さん共有されているのです。

それを現実的に言う素材として、法人税35パーセント、行ってももうからないよと言わ

れたら、そこで落ちてしまうというのはよくある話です。

ただ、それが全てか逆逆に法人税20パーセントあるいは20パーセント以下にすれば、ど  
んどん投資が来るかという、そういうわけではないと思います。

そこは例えばですけれども、ここにいろいろな要因の阻害ポイントとして外国人が声を  
上げていますけれども、そんなことを言われてもしようがないだろうというようなところ  
も幾つか入っていますが、例えばですけれども、やはり英語のリテラシーをもっと高める  
とかというようなところになってくると、また魅力は出てくるでしょうし、そういう意味  
では、経済的な要因もあれば、社会的な要因もあればというところの組み合わせで投資は  
決定されるものだと思います。

ただ、あえて一言言えば、今は投資誘致については一つのチャンスだと思っております。

この20年で初めて外国が日本の経済に対して少なくともポジティブに見始めているとい  
うこと。それから、これは評価をあえていたしませんけれども、円安に振れているという  
ことで、今まで経済が停滞してなかつ円高の国に誰も投資を考えなかったと思うのです  
けれども、逆に来ているというのは、一つフォローの風だと思っております。

○安念委員 いやだから、全くおっしゃるとおりで、外国、私は別に外国企業に勤務した  
わけでも何でもありませんけれども、日本は面倒くさい国だと。何となくちょっとやめようかな  
みたいなヘジタントな雰囲気が出てくるわけではないですか。そのときに最後の段とし  
て、ほら見ろ、法人税がこれだぞというのが何というか、最後の決まり文句、だから法人  
税だけが一つのネックであるはずがない。実際、国と地方とを合わせれば、アメリカの実  
効税率は日本とそんなに変わらない。だけれどもアメリカに投資する人は腐るほどいるわ  
けですね。だから全然違うのです。

だから、日本の法人税は、もちろん登記に至ってはますますだけれども、要するにやめ  
るときのエクスキューズの一つになっているというそれだけのことだと私は認識していま  
す。

○長谷川委員 私も法人税、もちろん安いほうがいいに決まっているけれども、しかしも  
うかった以上に取りれるということはないのだから。

○安念委員 そうそうそう。要するにもうからないの。

○長谷川委員 経営者から言えば、もうかったら20パーセントでも35パーセントでも払っ  
たところでもうけはもうけで手元に残るのだから、それなら投資するかとなるのが普通の  
考えだとラーメン屋だって同じように考えていると思うのですよね。

○安念委員 税引き前利益をまず見ているのだから、税引き後の手取りなどまず見ている  
経営者などいません。

○大崎座長 いずれにしてもあれですね。そういう一個一個些細に思えるようなことも含  
めて、見直していくことが我々非常に重要だと思っておりますし、またそれを各所管の省  
庁の方としては、またちょっと違った思いもおありかもしれないのですけれども、そこを  
見直していただくことで、国全体として対日投資に対してウェルカムであるという姿勢を

見せていくということもあるのだという点を是非御考慮いただければと思います。

ではよろしいですか。

それでは、ちょっとまだ予定の時間より早いですが、本日の議論はここまでにさせていただきますと存じます。

最後に、事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○大川次長 次回の貿易・投資等ワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局から御案内を差し上げますので、またよろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、本日はこれにて会議を終了いたします。

どうもお忙しい中、ありがとうございました。